

平成6年度 市・県民税の申告および相談について

忘れないで申告してください

市民の皆さん、平成6年度（平成5年分の所得）の市民税・県民税の申告時期（2月3日～3月15日）がまいりました。市では、市民サービスと税の正確を期するため申告がしやすいように各地区ごとに申告相談所を設けて、ご相談に応ずることにいたしております。どうぞ、お気軽においで下さい。

1. 申告をしなければならないかた

平成6年1月1日現在、五所川原市に住所を有しているかた

2. 申告する必要のないかた

- (イ) 平成5年分の所得税の確定申告書を税務署へ提出されるかた
- (ロ) 給与所得者で毎月の給料から市・県民税を差し引かれ、かつ給与以外の所得を有しないかた

3. 申告相談所へおいでになる場合は次のものをご持参ください

- (イ) 国民健康保険者証
- (ロ) 印鑑
- (ハ) 平成5年中に納付した国民健康保険税及び国民年金、農業者年金の領収書
- (ニ) 平成5年中に支払った医療費の領収書及び医薬品を購入した領収書
- (ホ) 生命保険及び農協生命共済の領収書又は証明書
- (ヘ) 水利費、土地改良費、防除組合費等の領収書
- (ト) 身体障害者手帳及び戦傷病者手帳
- (チ) 平成5年中に災害（火災等）や、盗難などにより家財に損害をうけた場合は、その証明書（保険金などで補てんされた金額がある場合はその金額を証するもの）
- (リ) 給与所得があり、他の所得もあるかたは所得税の源泉徴収票もしくは給与支払明細書
- (ス) 大農具の購入の領収書、その他申告に必要なもの及び参考になる資料
- (ル) 営業所得のあるかたは、5年中の仕入、売上帳等所得の計算ができる資料
- (エ) 平成5年分りんご収入金額の明細書
- (ワ) 青森県共同募金会への寄附金の領収書、日本赤十字社青森県支部への寄附金の領収書
- (カ) 損害保険及び農協建物更生共済掛金の領収書又は証明書

4. 申告をしなければならないかたが申告をしない場合

所得等に関する証明（幼稚園、児童手当等）が交付できません。又所得控除（医療費控除など）や、標準外別途控除（農機具などに要した経費や臨時雇人費など）が認められず納税者の不利になります。

5. 各種所得

所得の種類	所得の内容
利子所得	公債、社債、預金の利子、合同運用信託や公社債投資信託の収益の分配金
配当所得	会社などから受ける利益の配当や証券投資信託の収益の分配金
不動産所得	土地、建物などの不動産の賃貸や地上権又は永小作権の設定、船舶の貸付などから生ずる所得

所得の種類	所得の内容
事業所得	卸小売業、製造業、建設業、医業、農業、漁業などの事業から生ずる所得

給与所得	俸給、給料、賞与、報酬などの所得
------	------------------

雑所得	恩給、年金などの所得（ただし遺族年金、傷病年金などは課税の対象から除く）
-----	--------------------------------------

○譲渡所得及び一時所得等については申告相談所に相談してください。

《公的年金換算表》

基準日において65歳以上に該当する者

収入	所得
0～140万未満	0
140万超～260万未満	収入 - 140万
260万超～460万未満	収入×0.75 - 75万
460万超～820万未満	収入×0.85 - 121万
820万超～	収入×0.95 - 203万

基準日において65歳未満に該当する者

収入	所得
0～70万未満	0
70万超～130万未満	収入 - 70万
130万超～410万未満	収入×0.75 - 37.5万
410万超～770万未満	収入×0.85 - 78.5万
770万超～	収入×0.95 - 155.5万

6. 各種所得控除

控除の種類	控除の内容	控除の種類	控除額 万円
雑損控除	災害や盗難又は横領によって、自分や自分の生計を一にする配偶者その他の親族の生活用の資産に損害が生じた場合及び損害に関連してやむを得ない支出をした場合に認められます。	基礎控除	31
		配偶者控除	31
医療費控除	自分や自分と生計を一にする配偶者、その他の親族のために医療費を支払った場合に認められます。(支払った医療費の額－保険金等)－(所得合計額×5%と10万円のどちらか少ない金額) 最高額200万円	一般の控除対象配偶者	31
		老人控除対象配偶者	36
社会保険料控除	〔主な例〕 ①国民健康保険の保険料又は国民健康保険税 ②健康保険の保険料 ③厚生年金保険の保険料 ④国民年金又は農業者年金の保険料	配偶者特別控除	最高 31
		一般の扶養親族	31
生命保険料控除	自分や自分の配偶者、その他の親族を保険金受取人とする生命保険契約や、個人年金保険契約の保険料を支払った場合に認められます。(生命保険契約等に基づき、剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けたときは、その額を控除します) 一般生命保険の場合 最高額35,000円 個人年金保険の場合 最高額35,000円	特定扶養親族	36
		老人扶養親族	43
小規模企業共済等掛金控除	事業の廃止などに備えるための小規模企業共済掛金及び心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合に認められます。	同居老親族	36
		同居老親族以外の者	36
寄附金控除	(都道府県共同募金会に対する寄附金と日赤青森県支部への寄附金の合計額と合計所得金額×25%) いずれか少ない方の金額 -10万円	同居特別障害者に係る配偶者・扶養控除額(21万円加算)	
		障害者控除	26
損害保険料控除	損害保険料控除の対象となる損害保険料とは、本人又は本人と生計を一にする親族が所有している家屋・家財のうち一定のものを保険や共済の目的とする損害保険契約等、又はこれらの人の身体の傷害に基因して、あるいはこれらの人の入院により医療費(医療費控除の対象となるものに限ります。)を支払ったことに基因して保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に基づいて支払った保険料や掛金をいいます。 最高額 長期10,000円 短期2,000円	一般の障害者	26
		特別障害者	28
		老年者控除	48
		寡婦(寡夫)控除	26
		特別寡婦控除	30
		勤労学生控除	26
		白色事業専従者控除	最高 80
		配偶者以外	最高 47

市民税・県民税の税率

◎ 均等割税率 市民税 1,500円 県民税 700円

◎ 所得割税率

課税標準額	市民税		県民税	
	税率	速算控除額	税率	速算控除額
160万円以下	3%	0円	2%	0円
160万円を超え550万円まで	8%	80,000円		
550万円を超える場合	11%	245,000円	4%	110,000円

譲渡所得分離課税率		
	市民税	県民税
短期	8%	4%
長期	6%	3%
〃(居住用)	2.7%	1.3%

基本計算例

収入金額－必要経費－専従者控除額＝所得金額

所得金額－所得控除額＝課税標準額（1,000円未満切捨て）

課税標準額×市税率－速算控除額＝市所得割額

課税標準額×県税率－速算控除額＝県所得割額

市・県民税年税額＝市所得割額＋市均等割額（100円未満切捨て）

県所得割額＋県均等割額（100円未満切捨て）

五所川原税務署からのお知らせ

所得税、贈与税の申告と納税は3月15日までです。

青色申告で経費の合理化を、納税は便利な振替納税で、還付申告はお早めに！

平成6年度 市・県民税申告相談日程表

地区	月 日	曜	対 象 区 域	時 間	相 談 会 場
三好	2・3	木	高瀬・鶴ヶ岡	9:20~15:00	コミュニティセンター三好
	2・4	金	藻川		
中川	2・7	月	川山・種井	9:20~15:00	コミュニティセンター中川
	2・8	火	沖飯詰・桜田・中泊		
飯詰	2・9	水	橋上・下岩崎	9:20~15:00	コミュニティセンター飯詰
	2・10	木	橋下		
七和	2・14	月	原子・俵元	9:20~15:00	コミュニティセンター七和
	2・15	火	羽野木沢・高野		
	2・16	水	前田野目・持子沢		
梅沢	2・17	木	梅田・中泉	9:20~15:00	梅沢コミュニティセンター
	2・18	金			
松島	2・21	月	吹畑・石岡(田園町含む)・漆川(十川町含む)	9:20~15:00	コミュニティセンター松島
	2・22	火	一野坪・太刀打・米田		
	2・23	水	水野尾・唐笠柳・金山		
栄	2・24	木	みどり町	9:20~15:00	コミュニティセンターさかえ
	2・25	金	稲実・姥菴		
	2・28	月	七ッ館・広田		
毘沙門	3・1	火	毘沙門	9:20~15:00	毘沙門・長富コミュニティセンター
	3・2	水	長富		
長橋	3・3	木	野里・豊成・福山	9:20~15:00	コミュニティセンター長橋
	3・4	金	戸沢・松野木		
	3・7	月	浅井・神山		
本庁	3・8	火	寺町・川端町・小曲・長橋橋元・新宮町・新宮岡田・新宮松元	9:00~15:00	市民文化会館
	3・9	水	新町・柳町・栄町・田町・八重菊・不魚住・錦町・下平井町		
	3・10	木	幾世森・柏原町・鎌谷町・一ッ谷・烏森・下り枝・弥生町・布屋町・幾島町		
	3・11	金	末広町・上平井町・中平井町・元町・旭町・雛田・敷島町・蘇鉄		
	3・14	月	岩木町・芭蕉・東町・本町・大町・田川・若葉・平和町・蓮沼		
	3・15	火	松島町・湊・湊団地		

※ 平成6年度市・県民税申告書は申告相談会場、市役所税務課及び各支所に備付けしてあります。